

【税理士が行う無料申告相談】

日時	会場	対象
2月5日(木) 2月6日(金) 9時30分～12時、 13時～16時	保健文化センター 3階ホール	小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税の申告 ※青色申告、譲渡所得の申告、住宅借入金等特別控除の申告を除く

【所得税・住民税の申告相談】

日時	会場	※次の方は、東金税務署で申告してください。
2月16日(月) ～3月16日(月) (土)・(日)を除く 9時～11時、 13時～16時	中央公民館1階講堂 農村環境改善センター いずみの里農事相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告・損失申告の方 ・譲渡所得のある方 ・先物取引・山林所得のある方 ・雑損控除のある方 ・贈与税や消費税の申告が必要な方

◇注意 相談会場は午前中が混み合うことが多いため、なるべく午後のご利用をお願いします。また、午後3時ごろまでにお越しください。混雑状況によっては、かなりの時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合がありますので、ご容赦ください。例年、申告相談初日や終了間際の数日間は大変混み合います。また、相談内容が複雑で時間を要する方はご遠慮ください。

介護保険制度による障害者控除認定書の発行

確定申告等で障害者手帳をお持ちでない方でも、手帳保持者に準じた所得税・住民税の障害者控除が受けられる場合があります。本市では、介護保険の認定を受けている方で、一定の要件を満たした方に対し、申請により「障害者控除対象者認定書」を発行しています。詳しくは、問い合わせください。
☎ 03(70)0335
☎ 03(70)0335

確定申告には社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の添付を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されています。また、10月1日から12月31日までの間に26年度中はじめて国民年金保険料を納付された方は、2月上旬に送付されますので、確定申告の際には必ずこの証明書を添付してください。なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。
☎ 043(242)6320
☎ 0570(058)555(ナビダイヤル)
☎ 03(6700)1144(IP電話用)

●所得税の確定申告に関する問い合わせ
東金税務署 ☎ (52) 3121

●住民税の申告に関する問い合わせ
市税務課市民税班 ☎ (70) 0321



確定申告が必要なくて住民税の申告が必要な方

平成27年1月1日現在、市に住所があり、次の事項に該当する方は住民税の申告が必要です。なお、住民税の申告内容は、国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、市営住宅入居等でも必要となりますので、必ず申告してください。

〈住民税の申告が必要な方〉

- ・給与または公的年金以外の所得のある方
 - ・平成26年中に所得がなく、控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
 - ・平成26年中の所得が非課税所得(主に遺族・障害・老齢福祉年金や雇用・労災保険の給付等)のみで控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
- ※所得税の確定申告をした方は、住民税の申告をする必要はありません
 ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつその年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告の必要がない方でも、住民税の計算上所得控除を受けるためには住民税の申告が必要となる場合があります
 ※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下のため、所得税の申告が必要のない方でも、住民税の申告は必要です
 ※所得税の確定申告をしない給与・年金所得者が源泉徴収票に記載されている所得控除の内容を訂正するには、住民税の申告が必要です
 ※勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がなかった方、公的年金の支払先から市役所に公的年金等支払報告書の提出がなかった方は、住民税の申告を求められる場合があります

東金税務署から

東金税務署の平成26年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談と提出の会場は、東金商工会館1階(東金市東岩崎1-5)です。

- ▶期間=2月13日(金)～3月16日(月) ※(土)・(日)を除く
- ▶受付時間=8時30分～16時 ※相談開始は9時～
- ▶注意

- ・期間中、東金税務署内には「確定申告書作成会場」は設けていません。
- ・会場や東金税務署の駐車場は利用できません。
- ・2月12日(木)までは申告書作成会場はありませんので、税務署での受け付けとなり、状況によってはかなりの時間お待ちいただく場合があります。

◎国税庁のホームページで確定申告書等の作成ができます

国税庁ホームページ([URL http://www.nta.go.jp/](http://www.nta.go.jp/))の「確定申告書等作成コーナー」に、入力した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができるe-Tax(イータックス)があります。

e-Taxを利用するには、所定の手続きが必要ですので、国税庁ホームページをご覧ください。また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト(白黒でも可)した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。

なお、国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を掲載していますので、ご利用ください。

◎税務職員を装った不審な電話・「振り込み詐欺」にご注意ください

税務署や国税局では、還付金受け取りのために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。不審な電話があった場合には、最寄りの税務署にお問い合わせください。

◎申告書の提出はお早めに

- ▶申告期限
平成26年分の所得税の確定申告書・贈与税の申告書の提出・納付の期限は、3月16日(月)です。
- ▶申告書の提出
平成26年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出・納付の期限は、3月31日(火)です。

3月に入ると税務署は大変混雑しますので、確定申告書等は自分で作成し、早めの提出をお願いします。

▶申告書の提出

申告書は、e-Taxや郵便または信書便による送付、税務署の時間外文書収受箱への投かんて提出できます。

◎納税は期限内に振替納税で

所得税・個人事業者の消費税および地方消費税の納税には、振替納税をご利用ください。手続きは簡単です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

〈振替納税を利用されている方へ〉

平成26年確定申告分の振替日は、所得税が4月20日(月)、個人事業者の消費税および地方消費税が4月23日(木)となります。事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

- ※残高不足で振替ができない場合は、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください
- ※転居等により所轄の税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続きが必要ですので

〈振替納税を利用されていない方へ〉

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関または所轄の税務署の窓口で納付してください。また、自宅からインターネットを利用して納付することもできます。

※納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください

◎注意

公的年金等の収入金額が400万円以下でかつその年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告の必要がない方でも、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

また、所得税の還付が発生しない方でも、住民税の計算上所得控除等を受ける場合には住民税の申告が必要です。